

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第二条関係)

改正案		現行	
法律 (略)	事務	法律 (略)	事務
別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)		別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)	
第七条第一項及び第八条の規定により都道府県が処理することとされている事務			

改正案

現行

<p>第十二条の三 国家公安委員会に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(長官官房の所掌事務)</p> <p>第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十八 (略)</p> <p>十九 犯罪被害者等給付金に関すること。</p> <p>二十 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第三条第一項に規定する給付金に関すること。</p> <p>二十一 二十三 (略)</p> <p>(経費)</p> <p>第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に要する経費</p> <p>十一 第二十一条第二十号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第十二条の三 国家公安委員会に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(長官官房の所掌事務)</p> <p>第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十八 (略)</p> <p>十九 犯罪被害者等給付金に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>二十 二十二 (略)</p> <p>(経費)</p> <p>第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に要する経費（新設）</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十年法律第 号）（附則第五条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>目次 （略） 第三章 内閣府関係 （略） 第三節 国家公安委員会関係（第十条―第十五条の二） （オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の一部改正） （オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の一部改正） 第十五条の二 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）の一部を次のように改正する。 第十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「ついでに」の下に「行政不服審査法（平成二十年法律第 号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するもの」とされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定による」を加える。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>目次 （略） 第三章 内閣府関係 （略） 第三節 国家公安委員会関係（第十条―第十五条） （新設）</p>